

田老地区復興まちづくり計画（素案）の一部修正案について

内覧会等に寄せられたご意見、個別意向調査の現在の結果をふまえ、以下のポイントが考えられる。

（１）周辺や嵩上げ意向者も含め、全戸で別の場所へ移転するのは困難であるため、浸水区域全体等を移転対象とする。

- ・NPOの調査の結果では、浸水区域の周辺の方々は移転は困難とする案が多数となっていた。
- ・1月29日までに調査した175世帯中、嵩上げてBゾーンに住む意向者およびBゾーンの公営住宅への入居意向者が、それぞれ9世帯、および12世帯みられた。
- ・事業制度による支援が得られない周辺の方は移転が困難との意見がみられる。
（今後の個別意向調査による詳細把握も必要）

（２）嵩上げゾーンを国道45号の位置から山側までの広さとするのは過大であるため絞り込む

- ・上記のとおり、Bゾーンに居住する意向は、Bゾーンの調査戸数の $21/109=19.2\%$ 程度にとどまり、嵩上げ区域は、国道山側の一部のみしか必要がないことが推定される。
- ・素案への意見でも、国道45号山側でも、高台移転したい方が多数みられた。
- ・素案の意見で、嵩上げ区域を一部に絞り、国道山側も他の浸水区域と同じ扱いとした方がよいという意見が複数みられた。

以上から、嵩上げ区域を、国道山側の一部に絞り、移転対象（移転促進区域）を嵩上げ部分以外の浸水区域全域に広げるといった変更が考えられる。

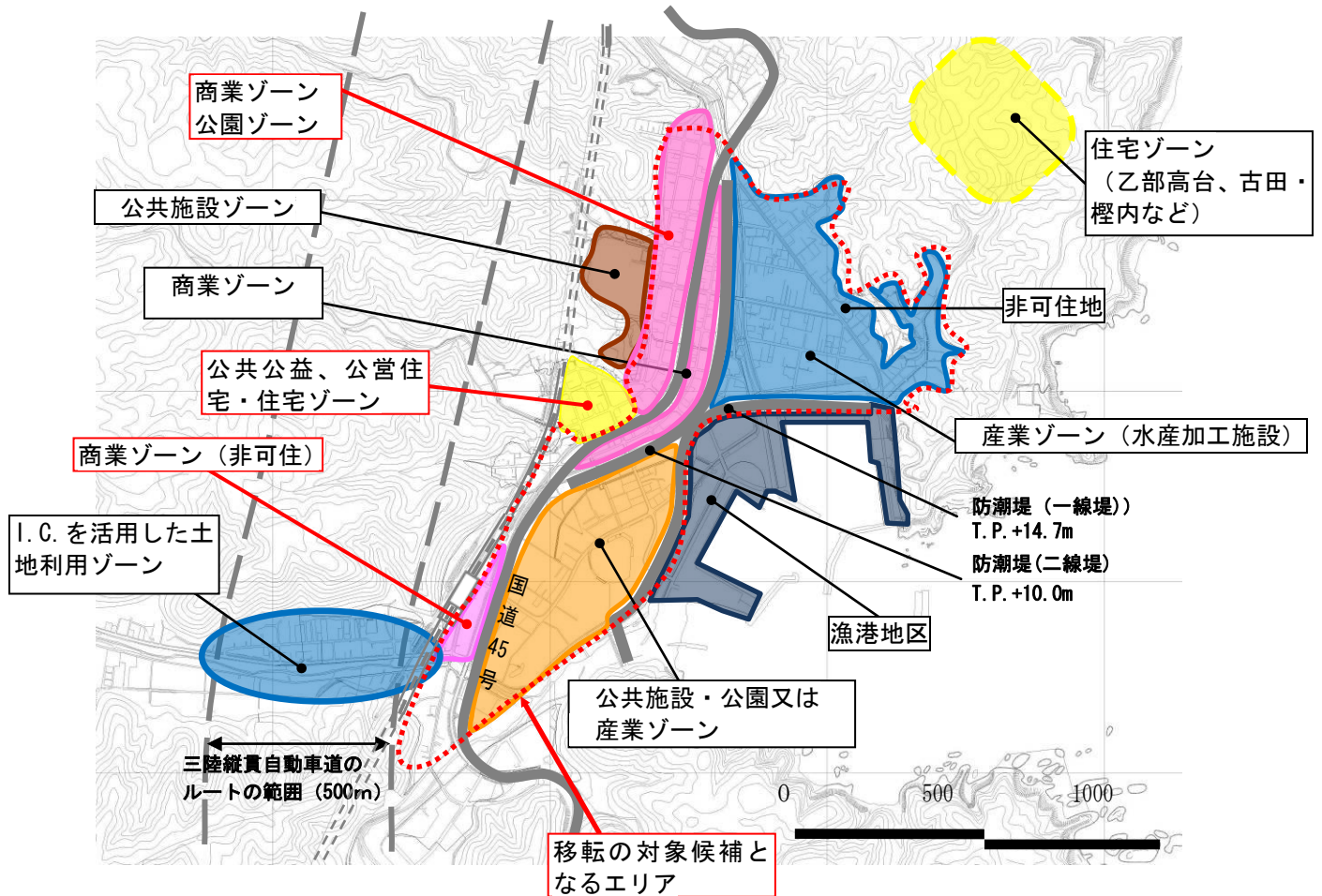
（３）一部移転の際の移転先のうち、事業による大規模な造成は乙部高台とするが、檜内・古田も高台移転の候補とする。

- ・乙部だけではなく、檜内・古田等の意見も見られた。

（４）国道4号山側の土地利用についても検討する必要がある。

- ・他の非可住地と同様、国道45号の山側についても、公共公益施設、商業施設、広場・公園その他の雇用創出、地域活性化のための土地利用を検討する必要がある。

◆土地利用の方針（一部移転の場合）



断面イメージ

